平成２１年（フ）第３８０号
岡山市南区泉田356番地９
債務者　池田　美年（旧姓大室）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３号
青森市大字羽白字沢田495番地２
債務者　山田　　強
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２６号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目11番51号　テラス善行坂Ⅰ―105号室
債務者　佐野　　玲
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８３号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目８番９号　ヴィラ丸山１―C
債務者　遠藤　美典
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７号
青森市久須志１丁目４番20号　サニーハイツカゼハレ201号
債務者　黒滝　則昭
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３００号
青森市松森１丁目10番25号
債務者　飯塚　秀幸
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
青森市里見１丁目18番12号
債務者　雪田喜久美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
青森市里見１丁目18番12号
債務者　雪田テツヱ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
青森市西滝３丁目21番４号
債務者　鈴木真佐子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
青森市金沢２丁目８番29号
債務者　倉内アヤ子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
愛知県名古屋市名東区亀の井３―167　グリーンコーポ東一社Ａ403、住民票上の住所青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石197番地
債務者　古川　　努
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
青森県五所川原市金木町朝日山89番地２
債務者　打越　文彦
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊87番地19
債務者　長内　　等
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
青森県つがる市森田町森田月見野572番地　月見野丘団地５号
債務者　神　　浩高
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係